

令和2年度産業振興・中小企業支援施策の企画推進サポート業務委託
仕様書

1 案件名称

令和2年度産業振興・中小企業支援施策の企画推進サポート業務委託

2 業務の目的

社会経済情勢が激しく変化する中、大阪経済の主要な担い手である中小企業の事業継続・発展に向けて、効果的な産業振興・中小企業支援施策をきめ細かく展開していくことが必要であり、これに対応するためには、市内経済情勢や企業活動の実態等を的確に把握し、地域の特性等を踏まえたうえで、各種施策の企画立案・実施に効果的に活かしていくことが重要である。

本業務は、経済・統計指標の分析や市内企業の景況調査等を通じて、事業者を取り巻く経済の実態をはじめ、市内事業者が直面する課題やニーズ等をタイムリーに把握するとともに、これらの情報を踏まえて本市として推進すべき産業振興・中小企業支援施策の検討・実施等に向けた適切な助言や提案を得ることにより、効果的な施策の企画・立案に資することを目的として実施する。

3 履行期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

4 履行場所

本業務の拠点となる事務所は、受注者が確保する。

5 業務内容

(1) 経済動向等に関する調査・助言等

ア 大阪市景気観測調査の実施

大阪府が実施している大阪府景気観測調査（府内民営事業所（約6,500事業所、うち市内約3,200事業所）を対象に、四半期ごとに実施）の市内分のデータを使用し、市内事業者の業況判断、出荷・売上高、営業利益、原材料価格、製・商品単価、設備投資、資金繰り、雇用などの状況、その他時宜に応じた動向を把握・分析するため、次の業務を行うこと（年間4回、四半期ごと）。

(ア) 調査内容（特設項目等）に関する企画・調整

（令和2年4－6月期、7－9月期、10－12月期、令和3年1－3月期分）

(イ) 回収済調査票の整理・チェック

（令和2年4－6月期、7－9月期、10－12月期、令和3年1－3月期分）

(ウ) 市内事業所分の回収データ（800～1,000事業所程度）に関する集計・分析・報告書作成（令和2年4－6月期、7－9月期、10－12月期、令和3年1－3月期分）

【参考】過去の大阪市景気観測調査

<https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000397291.html>

イ 企業経営者等の意識調査の実施

大阪市内事業者を中心に経営者等を対象として、企業活動に関連するタイムリーなトピックス（法制度の改正、為替動向等による事業活動への影響など）や景況感等について、インターネットの活用等によりアンケート調査を実施すること。実施にあたっては、次の業務を行うこと（毎月1回を定例とする。ただし、別途発注者の指示により実施する場合がある。）。

- (ア) アンケート調査項目に関する企画・調整
- (イ) インターネット活用等によるアンケートの実施
- (ウ) アンケート回答結果の集計・分析
- (エ) 集計・分析結果について、グラフや図表等を用いてビジュアル面などに工夫を加えた報告書を作成

ウ 自然災害発生時における市内中小企業の被害状況に関する調査の実施

大阪市内に被害を及ぼす台風や地震等の災害が発生した際に、発注者の指示に従って、市内中小企業の被害状況（被害額、被害内容等）について、インターネットの活用等によりアンケート調査を実施すること。実施にあたっては、次の業務を行うこと（発災後24時間以内及び発災1週間後の実施を基本とするが、被害状況に応じて指示する。）。

- (ア) インターネット活用等によるアンケートの実施
- (イ) アンケート回答結果の集計
- (ウ) 結果報告（規定の報告様式（マイクロソフトエクセル）による）

エ 産業振興・中小企業支援施策の企画推進に資する各種資料提供、助言、報告等

本市における産業振興・中小企業支援施策の企画立案・推進にあたり、専門的見地から、情報の提供や資料の作成、助言・提案等を必要に応じて行うこと（年間5件程度で随時対応）。

(2) 情報発信等

ア 冊子作成（「大阪の経済」）

統計データや調査資料などを収集・分析・加工し、大阪の産業構造、産業別の概況や動向に関する分析により大阪の経済について解説する統計データ集「大阪の経済 2021年版」（A5判、4色刷り、約130頁）を令和3年2月に発行（予定）するにあたり次の業務を行うとともに、冊子（「大阪の経済 2020年版」を含む）を販売すること。

（参考：「大阪の経済 2019年版」

<https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000003793.html>)

- (ア) 冊子の内容に関する企画・立案や必要な関係先等との連絡調整等を行い、印刷用の原稿データ及び本市ホームページ掲載用データを作成すること。
- (イ) 企画・立案については、「経済センサス活動調査、基礎調査」の公表データ等の新たな統計データを反映させること。
- (ウ) データについてはAdobe InDesign等のソフトウェアを使用して作成し、グラフや図表等を用いてビジュアル面などに工夫を加えた分かりやすいものとする。
- (エ) 各データについて、発注者がその正否を容易に確認出来るよう根拠資料を明示すること。

(オ) 上記 (ア) のデータを使用し、A 5 判、4 色刷り（表紙・裏表紙カラー）、両面印刷、本文：上質紙・70kg・白、表紙・裏表紙：コート紙・110kg・カラー印刷で冊子を 300 冊作成すること。

(カ) 冊子の販売について

A 販売価格

(A) 「大阪の経済 2021 年版」発注者が指定する価格

(B) 「大阪の経済 2020 年版」発注者が指定する価格

B 販売期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

C 販売場所

(A) 「大阪府・大阪市経済動向報告会」の開催場所

(B) その他発注者が指定する場所

D 冊子の預託

冊子は発注者が受注者へ預託することとし、冊子の引渡し時には、発注者及び受注者の間で収受にかかる書面を交わすこととする。

E 冊子の管理

保管場所を明確にし、責任を持って管理するとともに、保管場所に変更があった場合は速やかに発注者へ連絡すること。また、管理にあたっては、出納簿を作成し、出納簿には販売日、販売冊数、販売金額等、冊子の受払いが明確にわかるよう記載すること。

F 販売収益の取り扱い

販売代金については、販売した翌日（当該日が指定金融機関等の休日又は令和 2 年 12 月 29 日から令和 3 年 1 月 3 日である場合にあっては、これらの日を除くその翌営業日）までに大阪市指定金融機関、大阪市指定代理金融機関又は収納代理金融機関に納付すること。また、月毎に販売代金の金額及び内訳等の実績について、販売月の翌月 10 日までに報告をすること。

G 冊子の返却

令和 3 年 3 月 31 日時点の残数を発注者に返却すること。

H その他

(A) 発注者は、受注者が保有する冊子の在庫数と販売実績を確認するため、必要に応じて受注者に報告を求められることができる。

(B) 冊子の販売にあたり、疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議のうえ決定する。

イ 報告会等の対応

大阪府と合同で実施する「大阪府・大阪市経済動向報告会」において、景気・経済動向や経済トピックス、ビジネストレンドの専門家や有識者等をゲストスピーカーとして招へいし、講演を実施すること。なお、招へいする専門家等については、事前に発注者と協議のうえ選定すること。（令和 2 年 5 月、7 月、10 月、令和 3 年 1 月に実施予定。参加者は各回 100 人程度を想定）。また、令和 3 年 1 月に実施予定の同報告会において、受注者から「大阪の経済 2021 年版」に関する概要説明を行うこと。

ウ 「中小企業の日」や「中小企業魅力発信月間」に関する取組の実施

「中小企業の日（7月20日）」及び「中小企業魅力発信月間（7月）」に関連し、中小企業が果たす役割の重要性や魅力、並びに「大阪府中小企業振興基本条例」の理解促進等に資する情報発信等の取組について、発注者と協議・調整のうえ、企画立案し実施すること。

6 成果品等の提出

下記の成果品等をマイクロソフトワード若しくはエクセル、パワーポイント又は PDF ファイルのデータファイルにより発注者に提出すること。なお、CD-R 等に格納して提出する場合は、ウイルスチェックを行うこと。

(1) 大阪市景気観測調査報告書

データファイルにて、下記のとおり提出すること。

- ・ 4－6月期分：令和2年6月30日まで
- ・ 7－9月期分：令和2年9月30日まで
- ・ 10－12月期分：令和3年1月4日まで
- ・ 1－3月期分：令和3年3月31日まで

(2) 「企業経営者等の意識調査」に関する報告書

データファイルにて、毎月分を翌月15日までに提出すること。

(3) 災害発生時の市内中小企業の被害状況報告（実施した場合）

データファイルにて、発災後24時間以内及び発災1週間後を基本に、発注者の指示に従って提出すること。

(4) 「大阪の経済2021年版」にかかる印刷用データ（CD-R等）については、令和3年1月25日（予定）、冊子300冊及び本市ホームページ掲載用データ（CD-R等）については令和3年2月25日（予定）までに提出すること。

(5) 本業務完了後、直ちに事業及び収支の内訳の内容がわかる書類を発注者に提出すること。

7 その他

(1) 受注者は業務進捗等に関する発注者との打合せを適宜行うこと。

(2) 各業務の遂行にあたっては、これまで本市が実施してきた各種調査結果等を十分に踏まえ、データの継続性等に配慮すること。

(3) 発注者より提供するデータに含まれる個人情報及び法人情報については、受注者の責任において厳重に管理するとともに、他の目的への転用等を行わないこと。また、提供データについては業務完了後速やかに発注者へ返却するとともに、受注者が保有する機器等にデータが残存している場合は、受注者の責任において確実にデータの破棄を行うこと。

(4) 受注者は事業実施にあたり、収集する個人情報及び法人情報について、発注者に情報提供することを当事者に事前に説明し同意を得ること。

(5) 事業実施にあたり収集した個人情報及び法人情報は発注者に帰属するものとし、発注者の指示に従い提供を行うこと。

【発注者に提供する情報（例）】

企業名、業種、従業員数、資本金、設立年月日、URL、事業概要、所在地、連絡先電話番号、FAX番号、メールアドレス、担当者氏名、所属部署、役職名、支援サービス利用状況（名称、

利用年月日、利用内容等)、参加年月日、企業からの意見概要(主力製品・強み、景況、今後の事業展開、抱えている課題、本市へ希望する施策、本市施策活用の効果、その他本市への意見・要望等)

(6) その他、本仕様書に記載のない事項及び業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、その都度発注者と協議を行い、指示に従うこと。

(7) 障がいのある人への合理的配慮の提供

受注者は、本業務が本市の事務又は事業を実施する事業者であることから、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)に基づき大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえ、過重な負担が生じない範囲で、障がいのある人が障がいのない人と同等の機会が確保できるよう環境への配慮に努めるとともに、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、個々の場面において必要とする社会的障壁の除去について、合理的な配慮の提供に努めなければならない。

公正な業務執行に関する特記仕様書

(職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「コンプライアンス条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、本契約について、コンプライアンス条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(大阪市経済戦略局企画総務部総務課)へ書面で報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、コンプライアンス条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(大阪市経済戦略局企画総務部総務課)へ書面で報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会がコンプライアンス条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、コンプライアンス条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又はコンプライアンス条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約(協定)を解除することができる。

一括再委託等の禁止に関する特記仕様書

1 業務委託契約書第 16 条に規定する「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

3 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

4 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

5 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

個人情報に関する特記仕様書

本契約の個人情報に関する特記仕様を次のように定める。

(大阪市個人情報保護条例の遵守)

第1条 大阪市（以下「発注者」という。）と本契約を締結したもの（以下「受注者」という。）は、本契約の履行に際しては、市民の個人情報保護の重要性に鑑み大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）（以下条例という）の趣旨を踏まえ、条例の規定を遵守し、また、受注者の従事者にも条例の規定を遵守させなければならない。

(秘密の保持等)

第2条 受注者は、当該業務の履行上知り得た秘密を保持しなければならない。

2 受注者は、条例第2条に規定する個人情報（以下「個人情報」という。）の漏えい、紛失、き損、改ざん等の防止をしなければならない。

(目的外利用の禁止)

第3条 受注者は、個人情報を当該業務の履行の目的以外に利用してはならない。

(第三者への提供の禁止)

第4条 受注者は、個人情報を第三者へ提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第5条 受注者は、個人情報を複写及び複製してはならない。

(報告義務)

第6条 受注者は、個人情報に関する業務の履行において事故が発生した場合、発注者に遅滞なく報告しなければならない。

(立入検査)

第7条 受注者は、発注者が個人情報の管理状況を確認する等立入検査が必要であると認めるときは、当該検査を受けなければならない。

(提供資料の返還義務)

第8条 受注者は、当該業務の履行のため発注者から提供を受けた資料は、発注者に返還しなければならない。

(発注者の解除権)

第9条 発注者は、受注者が本特記仕様書に記載された事項に違反した場合は、契約を解除することができる。

(損害賠償)

第10条 発注者は、受注者が本特記仕様書に記載された事項に違反し、損害があるときは、その損害の賠償を受注者に請求することができる。

(是正勧告)

第11条 発注者は、受注者が条例第15条第1項の規定に違反した場合は是正勧告を行い、勧告に従わない場合はその事実を公表することができる。